

生活を支えるための支援一覧

支援名	内容	問い合わせ
特別定額給付金	4ページに詳細	感染症対策室☎(21)1180
子育て世帯への臨時特別給付金	6ページに詳細	こども未来課☎(21)0288
緊急小口資金・総合支援資金	5ページに詳細	社会福祉協議会☎(22)7243
市税の納税猶予	6ページに詳細	税務課☎(21)0215
社会保険料などの猶予	6ページに詳細	日本年金機構高梁年金事務所☎(21)0570
住居確保給付金	5ページに詳細	高梁市生活あんしんサポートセンター☎(22)9111
電気・ガス料金の支払い猶予	個人・事業者向け。電気・ガス料金の未払いによる供給停止の猶予など	契約している電気・ガス事業者
持続化給付金(事業者向け)	5ページに詳細	持続化給付金事業コールセンター☎0120-115-570
新型コロナウイルス感染症特別貸付／特別利子補給制度(事業者向け)	運転資金や設備資金を実質無利子・無担保で融資するなど	日本政策金融公庫事業資金相談☎0120-154-505／中小企業融資・給付金相談窓口☎0570-783183
セーフティネット保証(事業者向け) 4号(突発災害)・5号(業況悪化)・2条6項(危機関連)	運転資金や設備資金を融資するなど	産業観光課☎(21)0229
雇用調整助成金(事業者向け)	雇用者の休業などに対する休業手当を助成	ハローワーク高梁☎(22)2291
小学校休業等対応助成金・小学校休業等対応支援金(事業者向け)	小学校などの臨時休業に伴い保護者が休職した場合に有給休暇を与えた事業者への助成。また、個人で請け負った仕事ができなくなった保護者への支援金	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター☎0120-60-3999



感染症対策の影響で中止・延期される主なイベントなど (5月11日現在)

イベント名	日にち	状況	問い合わせ
岡山シーガルズスプリングキャンプ	5月30日(土)～6月1日(月)	延期	スポーツ振興課☎(21)0425
漫画の郷 大神楽&川合ほたる祭	6月6日(土)	中止	川上地域局☎(48)2200
第16回高梁市障害者スポーツ大会	6月6日(土)	中止	福祉課☎(21)0284
キッズサッカーフェスティバル春	6月13日(土)	中止	高梁市体育協会☎(21)0337
わくわく子どもフェスタ21	6月20日(土)	中止	こども未来課☎(21)0288
備中神楽研修会	6月20日(土)	中止	社会教育課☎(21)1516
第32回三曲演奏会	6月21日(日)	中止	総合文化会館☎(22)1040
備中名物成羽愛宕大花火	7月25日(土)	中止	同実行委員会☎(42)2412
まんが絵ぶたまつり	8月8日(土)	中止	備北商工会川上支所☎(48)2000
備中たかはし松山踊り	8月14日(金)～16日(日)	中止	同実行委員会☎(21)0461



感染症対策のため次の施設を臨時休館しています (5月11日現在)

備中松山城、武家屋敷(旧折井邸・埴原邸)、旧片山家住宅、広兼邸、笹畝坑道、ベンガラ館	☎産業観光課☎(21)0217
--	-----------------

※その他の施設についても対象施設として追加する場合があります。詳しくは各担当課へお問い合わせください。

子育て世帯への臨時特別給付金

児童手当を受給する世帯(0歳～中学生のいる世帯)へ子ども1人につき1万円を支給します。

対象者 令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当(本則給付)の受給者(令和2年3月31日時点で市に住民票がある人)

※特例給付の人は対象になりません。また、新高校1年生については令和2年2月29日時点での受給者居住市町村から支給されます。

手続き 申請は不要で、6月10日(水)に児童手当支給口座へ振り込みをします。振込通知は行いません。

なお、振込口座を解約した場合や、給付金を希望しない場合は、5月中旬に市から対象者へ郵送する届出書を5月27日(水)までにこども未来課へ提出してください。

また、公務員の方は10月30日(金)までに申請が必要となります。

口座登録(解約)・受給拒否届出書の提出先 こども未来課、各地域局、各地域市民センター

☎こども未来課☎(21)0288

国民年金保険料免除

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる収入源の喪失などに伴い所得が低下した場合、国民年金保険料の免除などの申請ができます。

対象者 次の①②をいずれも満たす人
①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降に収入が減少している

②収入の減少により当年中の所得の見込み額が免除基準に該当する見込みがある

対象期間 令和2年2月から6月 ※7月以降については、改めて申請が必要です。

申請方法 次の①～④を年金事務所へ提出して申請してください。

①収入の減少がわかるもの ②年金手帳、またはマイナンバー(個人番号)がわかるもの ③印鑑 ④本人確認書類(運転免許証など)

☎日本年金機構高梁年金事務所☎(21)0570

事業主向け厚生年金保険料の納付猶予について

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業などに係る収入に相当の減少があった事業主は、申請により厚生年金保険料などの納付を1年間猶予することができます。

この納付猶予の特例が適用された場合、担保の提供は不要となり、延滞金もかかりません。

対象事業所 次の①②をいずれも満たす事業所 ①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間において事業などに係る収入が前年同期に比べて20%以上減少している ②厚生年金保険料などを一時に納付することが困難である

対象となる保険料 2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する厚生年金保険料など

※すでに納期限が過ぎていたり、利用できず、この特例を利用できません。

申請方法 指定期限(毎月の納期限から25日後)までに、納付の猶予(特例)申請書を年金事務所へ提出してください。

☎日本年金機構高梁年金事務所☎(21)0570

市税の納税猶予(特例制度)

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業などの収入に相当の減少があった人は、1年間、市税の納税の猶予が受けられ、猶予期間中は延滞金がかからず、計画的に納付できます。

対象者 次の①②をいずれも満たす人 ①令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により事業などの収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少している ②一時に納付することが困難である

対象となる市税 2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する市・県民税、法人市民税、固定資産税などほぼ全ての税目。

このうちすでに納期限が過ぎていたり、未納のものについてもこの特例を利用することができます。

申請方法 6月30日(火)、または各納期限のいずれか遅い日までに、税務課へ申請してください。申請書のほか、収入の状況が分かる資料などを提出してください。提出が難しい場合は口頭でお話を伺います。

☎税務課☎(21)0215